

1 事業名

所沢市元町地下駐車場の前指定管理者と締結した協定書に基づく納付金等に係る債権の放棄について

2 事業の概要

平成 30 年 4 月 1 日から所沢市元町地下駐車場の指定管理者であった一般社団法人日本駐車場工学会に対して、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により令和元年 12 月 26 日付けで指定の取消しを行い、令和元年度の納付金等が未納となっている。

当該法人については、破産手續が開始されていたが、破産手續廃止の決定及び法人登記の閉鎖により債権の回収が困難であることから、債権を放棄するものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内では、狭山市において、同様の対応をしている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、所沢市元町地下駐車場条例

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・放棄対象債権について

放棄対象債権について

1 経緯

所沢市元町地下駐車場において、平成 30 年 4 月 1 日から一般社団法人日本駐車場工学会が指定管理者として施設運営を行っていたが、自ら指定管理業務に係る協定に対して解除の申出があったことや他自治体において指定取消処分を受けていたこと等から、本市においても令和元年 12 月 26 日付けで指定の取消しを行い、令和元年度の納付金等が未納となった。

当該法人については、令和 2 年 3 月 12 日から破産手続が開始され、これまで合計 17 回の財産状況報告集会の中で管財業務の内容や今後の見通し等について報告を受けた。令和 7 年 4 月 28 日に開催された 17 回目の財産状況報告集会では、破産管財人より和解が成立した旨の報告があり、当会は終結となった。

また、同日付けで破産手続廃止の決定がされ、令和 7 年 6 月 6 日付けで法人登記が閉鎖された。

2 債権額の詳細（所沢市元町地下駐車場の管理に関する協定書に基づく。）

(1) 納付金 937,272 円

施設運営の利益に対して 7 割を納付するもの

(2) 修繕料返還分 927,640 円

市の指定金額（1,000,000 円）内で実施した修繕の残額を返還するもの

(3) 委託料返還分 113,503 円

令和元年度の指定管理委託料（454,000 円）から指定取消しを行った翌月分以降を返還するもの

(4) 光熱水費未納分 801,105 円

施設運営に係る電気料金、水道料金及び下水道使用料